

令和8年度

稲沢市

入園のしおい

保育園・認定こども園・小規模保育事業所
(令和8年度申込み用・令和7年9月発行)

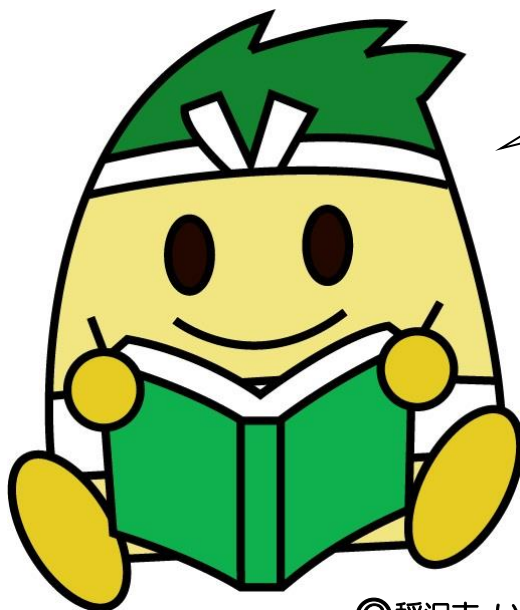
稲沢市はおむつのサ
ブスク、回収を無料
で行っているよ！



○入園について
ページ ID:3993



○必要書類
ページ ID:4005



©稲沢市 いなっピー



○入園関係動画
ページ ID:4060



○おむつなど市の子
育て支援策について
ページ ID:4048

令和8年度 4月1日入園書類受付期間

令和7年

9月22日(月) ~ 10月17日(金)

10時から

17時まで

令和8年度 4月1日入園面接期間

令和7年10月21日(火) ~ 11月4日(火)

【抽選予定日】令和7年12月1日(月)

※利用調整で同点となった場合

※12月2日以降に追加で抽選を行う場合があります。

【二次申込み】(利用調整あり)

・書類提出期間:令和7年12月23日(火)から令和8年1月9日(金)まで

・面接期間:令和8年1月8日(木)から令和8年1月15日(木)まで

【随時申込み】(先着順)

・書類提出期間:令和8年1月26日(月)から

・面接期間:令和8年2月2日(月)から

～ 目次 ～

1.	令和8年度新入園申込みについて	・・・1
2.	市内の認可保育施設について	・・・2
3.	入園基準について	・・・3
4.	教育・保育給付認定（支給認定（保育の必要性の認定））について	・・・4
	（1） 認定区分・認定期間について	
	（2） 1号認定と2号認定の申込みについて	
5.	保育の必要性と保育必要量（保育標準時間・保育短時間）について	・・・5
	（1） 保育の必要性と保育必要量とは	
	（2） 保育の必要性の認定についての注意事項	
6.	入園申込みから入園までの流れについて	・・・6
	（1） 4月1日新規入園の場合	
	（2） 4月1日転園の場合	
	（3） 年度途中入園の場合	
	（4） 継続入園の場合（現況確認）	
	（5） 入園申込みの注意事項	
7.	入園申込み・提出書類について	・・・7
	（1） 入園申込みに必要な書類（1号認定）	
	（2） 入園申込みに必要な書類（2号認定・3号認定）	
	（3） 障がい児保育について	
8.	公立保育園の土曜日保育・延長保育について	・・・10
	（1） 土曜日保育について	
	（2） 延長保育について	
	（3） 公立保育園における土曜日保育の集約について	
	（4） 延長保育・土曜日保育の申込みについて	
9.	広域入所について	・・・11
10.	利用者負担金等について	・・・11
	（1） 幼児教育・保育の無償化について	
	（2） 保育料の算定方法について	
11.	利用者負担金の軽減について	・・・14
	（1） 利用者負担金の軽減について	
	（2） 利用者負担金の変更について	
	（3） 利用者負担金以外の諸費用について	
12.	給食費（主食代・副食代）について	・・・14
	（1） 給食費の徴収について	
	（2） 給食費の軽減について	
13.	利用者負担金等の納入方法について	・・・16
14.	利用者負担金等を滞納した場合について	・・・16
15.	入園後の手続きについて	・・・16
16.	祖父江地区公立保育園の再配置について	・・・17
17.	高御堂中央保育園・大塚保育園に入園を希望される方へ	・・・17
18.	保育園に関するよくある質問について	・・・17
19.	その他	・・・17
記入例等		
	入園申込み等において定員を超えた場合の利用調整基準	・・・18
	口座振替手続きをされる方へ	・・・20
	子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育園利用申込書【記入例】	・・・21
	令和8年度 認可保育施設一覧（予定）	・・・22
	令和8年度 保育短時間・保育標準時間一覧（予定）	・・・23

1. 令和8年度新入園申込みについて

(1) 申込み方法

原則として、申込みフォームによる電子申請及び第1希望園による面接

※面接の予約は第1希望園に直接連絡をしてください。

※未出生の方については、期間内の面接は不要ですが申し込むことを第1希望園に連絡をしてください。

面接は出生後に入園決定した園に連絡をして、後日受けてください。

(2) 申込み期間

区分	面接予約期間及び書類提出期間 (電子申請)	面接期間 (第一希望園にて予約制で受付)
一次申込み	令和7年9月22日(月) から 10月17日(金) まで	令和7年10月21日(火) から 11月4日(火) まで
二次申込み	令和7年12月23日(火) から 令和8年1月9日(金) まで	令和8年1月8日(木) から 1月15日(木) まで
随時申込み	令和8年1月26日(月) から	令和8年2月2日(月) から

※随時申込みからは先着順となります。

※先着順とは電子申請順ではありません。市ホームページの空き状況をご確認のうえ、希望する園に入園する旨の連絡をして受け入れ可能かお問い合わせをお願いします。

※随時申込みの際は、原則として面接の2日前(土日祝は除く)までに電子申請をしてください。

(3) 申込みの流れ

申込みの流れについては、こちらをご覧ください。



新入園申込み
(4月1日入園)
ページ ID:3993

(4) 電子申請における就労等証明書の取り扱いについて

就労証明書など各種提出書類は、申込みフォームから、PDF や原本を撮影した画像データでの提出になります。各種提出書類は下記の QR コードを読み取り、市のホームページからダウンロードすることができます。



入園申込書類
ページ ID:4005

(5) 面接について

第1希望園にて面接期間内に面接を受けてください。面接は必ず必要になります。面接では、お子様の様子や健康状態、アレルギーなどを確認しますのでお子様を連れて面接を受けてください。なお、2号・3号認定の申込みでは面接が利用調整に影響することはありません。

(6) 書類不備について

申込み受付時に書類不備があった場合、原則として受理しません。ただし、保育課から書類の提出を依頼した場合で、指定した期日までに再提出されたときは提出された書類により利用調整を行い、提出されないときは利用調整基準指数を一番下の「E」として利用調整を行います。

(7) 入園決定について

保育利用の入園基準に従い、決定します。

4月1日入園（新年度入園）において入園・転園の申込みが定員を超えた場合、入園申込み受付期間内に申し込まれた方を対象に、『稲沢市保育園入園申込み等において定員を超えた場合の利用調整基準』に基づいて利用調整を行います。利用調整の結果、抽選が必要になった場合、市役所で入園についての抽選を行います。抽選を実施することが決定した場合、対象者には別途通知します。

抽選は12月1日を予定しています。場合によっては別日に追加で抽選を行うことがあります。



保育園入園の利用調整
(定員を超えた場合)

ページ ID:4053

(8) その他注意事項

求職活動、妊娠・出産等の要件で支給認定・入園承諾を受けた場合、認定・入園承諾期間終了前に、『教育・保育給付認定変更申請（兼変更届）フォーム』から新たな要件を証する『就労等証明書』を提出してください。認定・入園承諾期間終了までに新たな要件が確認できない場合、退園となります。

その他必要に応じて追加書類を提出していただく場合があります。



保育園入園後の手続き
ページ ID:4047

2. 市内の認可保育施設について

市内の認可保育施設には、保育園・認定こども園・小規模保育事業所があります。※ 令和8年4月1日予定

施設区分		対象児童	施設数	運営主体
保育園		0～5歳児	公立：11園	稲沢市
			私立：11園	社会福祉法人
認定こども園 (幼保連携型)	幼稚園（教育）部分	満3～5歳児	私立：4園	社会福祉法人・学校法人
	保育園（保育）部分	0～5歳児		
小規模保育事業所		0～2歳児	私立：3園	民間事業者（株式会社）

保育施設一覧はこちらをご覧ください。



認可保育施設一覧表
ページ ID:3460



各園のページはこちら
から

(1) 保育園

保護者が就労や病気等のため、保育を必要とする児童を保護者にかわって保育・教育をする施設

※ 家庭での保育が可能な児童は「集団生活に慣れさせたい」「下の子の育児に専念したい」等の理由で入園することはできません。保育園に通園できる期間は世帯の状況に応じて変わり、入園後、仕事を辞めるなどして、児童を保育園で保育する必要性が失われれば、保育の利用ができなくなります。

(2) 認定こども園

幼児教育を行う「学校」である幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設

※ 幼稚園（教育）部分は保護者が働いている・いないに関わらず、保育・教育と一緒に受けられ、保護者の就労等の状況が変わっても幼稚園（教育）部分に空きがあれば、通い入れた園を継続して利用することができます。保育園（保育）部分は保育園と同じです。

(3) 小規模保育事業所

保護者が就労や病気等のため、保育を必要とする0～2歳児を対象に少人数（定員19人以下）で保育をする施設

※少人数であること以外は保育園と同じです。

3. 入園基準について

(1) 入園について

入園ができる児童は、次の要件を満たしている児童です。

- ア. 就労や病気などの理由によって保護者が家庭での保育ができないことの認定（「教育・保育給付認定（支給認定）」）を受けている方
- イ. 稲沢市に住民登録（外国人の場合、在留資格や在留期間が有効な方）をしている方で、実際に稲沢市にお住まいの方

(2) 未転入・未出生の方について

申込み時点では稲沢市に住民登録がなくても、入園を希望する前日までに稲沢市に転入予定の方は申込みをすることができます。また、申込み時点では出生していないが、入園を希望する保育園の受け入れ可能な月齢に達する見込みで、令和8年3月31日までに稲沢市に住民登録をする予定の方は4月1日入園のみ申込み可能です。

(3) クラス年齢について

児童の年齢・月齢によってクラスが変わります。年度途中で誕生日を迎えてもクラスは変わりません。

【4月1日の前日の年齢でクラス年齢が決まり、年度内適用します。】

区分	クラス年齢	生年月日
幼児	5歳児（年長）	令和2年4月2日～令和3年4月1日
	4歳児（年中）	令和3年4月2日～令和4年4月1日
	3歳児（年少）	令和4年4月2日～令和5年4月1日
乳児	2歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
	1歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
	0歳児	令和7年4月2日以降

4. 教育・保育給付認定（支給認定（保育の必要性の認定））について

保育園や幼稚園などの施設の利用には、支給認定（保育の必要性の認定）が必要な施設と不要な施設があります。市内にある保育園、認定こども園、小規模保育事業所、企業主導型保育事業所は支給認定が必要です。市内にある認可外保育所（企業主導型保育事業所以外）や新制度に移行していない幼稚園は、支給認定は不要です。

【用語解説】新制度ってなに？

幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために、「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月から本格的にスタートしました。この「子ども・子育て支援新制度」のことを通称で新制度と呼び、新制度に移行していない幼稚園を新制度未移行園と呼んでいます。新制度では、子ども達に、教育・保育を総合的に推進・提供するために、「認定こども園」の普及を図ったり、定員20人以下を基本とした地域型保育施設を新たに作るなどの施策が展開されました。保育の必要性の認定についても、この新制度に基づき市町村が認定をしています。新制度という新しい制度のように聞こえますが実際は10年近く前の制度になります。

(1) 認定区分・認定期間について

支給認定は、児童の年齢と保育の必要性により区分され、認定区分によって利用できる施設が異なります。詳しくはこちらをご覧ください。



支給認定（保育の必要性の認定）

※保育園を利用するための認定

ページ ID:4004

認定区分・児童の年齢及び保育の必要性	利用できる施設
1号認定 満3歳以上で、教育を希望する場合	幼稚園（新制度に移行しているもの） 認定こども園
2号認定 満3歳以上で、保護者が <u>保育を必要とする事由（HP参照）に該当し</u> 保育を希望する場合	保育園 認定こども園
3号認定 満3歳未満で、保護者が <u>保育を必要とする事由（HP参照）に該当し</u> 、保育を希望する場合	保育園 認定こども園 小規模保育事業所等

(2) 1号認定と2号認定の申込みについて

1号認定と2号認定の申込み時期は異なります。1号認定の申込みは2号認定の申込み期間より先行する可能性がありますので、園等にお問い合わせください。

1号認定の申込みをした方が、2号認定も申込みことは可能です。

※ただし、1号認定での入園が決まった場合は、速やかに2号認定の入園申込みを辞退する必要があります。

「子ども・子育て支援新制度」のもとでは、保護者の就労状況や子どもの年齢によって保育の必要性の認定区分が1号、2号、3号と分かれています。1号は教育、2・3号は保育の必要性が認定された方で、2号と3号の違いは年齢のみで・・・と保育課の職員も異動してきてすぐの頃は戸惑います。この認定区分に加えて、令和元年10月から始まった「幼児教育・保育の無償化」では、新制度に移行していない幼稚園に通う場合、新1号、新2号、新3号と新しい認定も加わってさらにややこしくなりました。（ちなみに1号+新2号なんてものもあります。）市の職員でも混乱するのに保護者の方はもっと混乱してしまうことと思いますが、どの認定区分も法的に位置付けられたものであり、国の負担率もそれぞれの区分で分かれている重要な区分ですのでご理解をお願いします。なお、3号認定から2号認定への切り替えは年齢のみのため、支給認定証の認定終了日が短く（3歳の誕生日の前々日）なっていますが、誕生月に市から2号認定の認定証を発送するのでご安心ください。

5. 保育の必要性和保育必要量（保育標準時間・保育短時間）について

(1) 保育の必要性和保育必要量とは

2号または3号認定を受けるためには、父母ともに「保育を必要とする事由」のいずれかに該当している必要があります。保育を必要とする事由は、就労や妊娠・出産、疾病など様々な事由があります。また、就労時間によって、保育園を利用できる時間が異なり、就労時間が120時間（休憩・通勤時間除く）以上あれば標準時間（最大11時間）、60時間以上120時間未満であれば短時間認定（8時から16時まで）となります。詳しくはこちらをご覧ください。



支給認定（保育の必要性の認定）
※保育園を利用するための認定
ページ ID:4004

(2) 保育の必要性の認定についての注意事項

就労について

就労で認定の方については、入園開始日から14日間以内に、就労開始または復職予定であることが必要です。（令和8年4月1日から入園を希望する場合は、令和8年4月15日までに就労開始または復職予定であることが必要となります。）

妊娠・出産について

妊娠・出産の場合は、原則として産前産後8週間ずつ（多胎妊娠の産前期間にあつては14週間）をいい支給認定の期間は、最長で産前8週間（多胎妊娠は14週間）の始まる日から産後8週間の属する月末までとします。

（例）令和8年4月1日から妊娠・出産を要件として支給認定を希望する場合
⇒ 出産予定日が令和8年2月4日から令和8年5月26日までにあることが必要

【出産予定日が令和7年12月30日から令和8年2月3日までの間にある方について】

出産予定日が上記期間にある方は、在園児として持ち上がる期限内に年度途中入園ができず、令和8年4月1日の時点では育児休業となるため新入園でも申込みをすることができないため、入園日ではなく、申込み受付時の日にちで持ち上がり対象を決定します。そのため、持ち上がり期限内に入園ができなかったとしても令和7年10月17日までに年度途中入園の申込み書類を不備なく提出していただければ、持ち上がり対象とします。既存の園の場合はそのまま持ち上がり、転園の場合は、利用調整基準を育児休業として行います。

育児休業について

保育園等に入園していない児童が育児休業取得時に新たに保育支給認定（2号・3号認定）を受けることはできません。育児休業取得時に既に在園の場合は、『教育・保育給付認定変更申請（兼変更届）フォーム』から『就労証明書（育児休業期間の記載が必須）』の提出があれば継続利用することができます。

【用語解説】 育休退園ってあるの？

「育児休業取得と同時に保育園が退園になる」いわゆる「育休退園」について、保育園関連のニュースなどで一度は耳にしたことがあるかと思います。稲沢市において、「育休退園」は結論から言うとありませんが、育児休業取得状態での新規入園はできません。育児休業については、就労や妊娠・出産、介護等の方に比べ保育の必要性が低いという判断から、とくに待機児童が多い自治体では退園という取り扱いをしているところもあります。そもそも育児休業での認定は国の通知の中で、既に保育所等を利用していた場合に、「①次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合、②保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など」に市町村が必要と認める時に継続利用ができるとされています。育児休業取得者の継続利用について、稲沢市では小学校の入学を控えていない乳児でも、児童の環境変化の緩和や保護者への子育て支援策の一環として認めていますが、認定要件は市の基準によって変わりますので、転出の際は、育児休業でも新規・継続入園できるのか保育園を所管する課にお問い合わせください。

6. 入園申込みから入園までの流れについて

(1) 4月1日新規入園の場合

申込みの流れについて、詳しくは（2）に記載のあるQRコードからホームページをご覧ください。原則として、申込みフォームからの電子申請となります。また電子申請と併せて第1希望園での面接も必ず必要です。

※複数の園を第1希望園とすることはできません。1人の児童に対し1つの申込みになります。

(2) 4月1日転園の場合

転園の場合は、書類提出期間内に保育園変更届申請フォームからの申請が必要です。また、電子申請とあわせて、新入園申込みフォームにて必要書類を提出し転園希望園で面接が必ず必要です。保育園変更届の提出後は、在園中の園での4月1日における籍が失われますのでご注意ください。

※定員を超える入園希望があった場合、転園の場合も新入園と同じ基準に基づき利用調整を行います。



新入園申込み
(4月1日入園)
ページ ID:3993

(3) 年度途中入園の場合

申込みの流れについて、詳しくは以下のQRコードからホームページをご覧ください。各園において入園希望日の2ヶ月前（2ヶ月前にあたる日が日曜日又は祝日の場合、直前の平日）から申込み受付をしていますが、定員等の状況により入園できない場合もあります。

※毎月初旬に、ホームページで園の空き状況を更新しています。



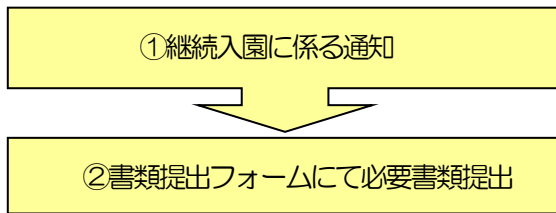
年度途中入園申込み
(4月2日以降入園)
ページ ID:3999



認可保育園等の空き状況
(各月1日現在)
ページ ID:4010

(4) 継続入園の場合（現況確認）

2号または3号認定として継続して在園するためには、入園後も保育の必要性が認められる状態が継続していることが要件となります。その状況を確認するため、毎年度、下記の手続きが必要です。



【年に1回】

在園する園を通じて、継続入園について通知します。

必要書類についての詳細は文書でお知らせします。

保育の必要性が認められない場合、継続入園ができません。

(5) 入園申込みの注意事項

入園決定時期について

入園承諾書の発送は、1月下旬ですが、抽選対象となった場合や、第2希望以降園に調整となった場合は保育課から必ず連絡します。そのため、12月中に、保育課から連絡がなければ第1希望の園に内定しています。

認定こども園・小規模保育事業所を利用する場合

認定こども園・小規模保育事業所に決定した場合は、市からは支給認定証のみ送付します。認定証受領後、園からの案内に従って、園と利用契約を締結してください。

支給認定証について

支給認定申請及び保育園入園申込みをされた後に入園辞退された場合、支給認定証は交付しません。再度入園申込みをする際は、改めて申込み手続きをしてください。

※支給認定証は、支給認定事由等の変更手続きの際に返却が必要ですので、大切に保管をしてください。

☆お願い☆

入園申込み後に突然入園を辞退されますと職員配置の変更等、園の運営に支障をきたしますので、よく検討したうえで、お申込みください。また、1月下旬までは、利用調整で第2希望以降に決定した方の繰り上げ調整を行いますので、辞退をする場合は早めに園や市役所にお申し出をお願いします。

7. 入園申込み・提出書類について

(1) 入園申込みに必要な書類（1号認定）

園によって必要書類が異なりますので、入園希望の園へ直接お問い合わせください。

(2) 入園申込みに必要な書類（2号認定・3号認定）

入園申込みに必要な書類について、詳しくは下記のQRコードからホームページをご覧ください。



入園申込書類
ページ ID:4005

必要書類	提出方法	必要な方
①子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書	電子申請（必要事項を申込みフォームに入力）	全員
②就労証明書（就労）	電子申請（画像データや PDF 等）	就労の方
③就労証明書（就労以外）	電子申請（必要事項を申込みフォームに入力し添付書類を画像データや PDF 等で提出）	就労以外の要件の方全員
【就労以外添付書類】 母子健康手帳の表紙および出産予定日の記載がある部分の写し	電子申請（画像データや PDF 等）	妊娠・出産の方
自身の診断書または、障害者手帳等の写し	電子申請（画像データや PDF 等）	疾病・障がいの方
該当する人の診断書または、障害者手帳等の写し	電子申請（画像データや PDF 等）	親族の介護・看護
り災証明書	電子申請（画像データや PDF 等）	災害復旧
在学証明書および授業時間数が確認できるカリキュラムの写しなど	電子申請（画像データや PDF 等）	就学
④マイナンバー記入用紙	面接時に原本を提出	全員
⑤稲沢市市税等口座振替依頼書兼廃止書	面接時に原本を提出	保育料等の口座振替を希望の方
⑥幼稚園等の在園証明書	電子申請（画像データや PDF 等）	兄弟児で幼稚園等に在園する児童がいる場合
⑦保育料の多子軽減に係る届出書	電子申請（画像データや PDF 等）	別居（市外）の子どもがある場合
⑧外国人登録証や在留カードの写し（両面・世帯全員分）	電子申請（画像データや PDF 等）	外国籍の方
⑨療育手帳や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し	電子申請（画像データや PDF 等）	世帯に障がいのある方や児童がいる場合
⑩その他資料	電子申請（画像データや PDF 等）もしくは原本を提出	家庭状況に応じて必要な方のみ

※公立保育園で、延長保育・土曜日保育を利用希望の方は、「延長保育申込みフォーム」及び「土曜日保育申請フォーム」から申請が必要です。詳しくは「入園のしおり」10ページをご覧ください。

⑩その他資料について

ア. 税額資料

※令和7年1月2日以降に稲沢市に住民登録がない方で入園までに住民登録をしない場合は、次ページの表のとおり必要書類を提出してください。

※入園日までに稲沢市に住民登録があればマイナンバーにて税額を照会するため、資料の提出は不要です。

ただし、税額の確認ができない方は市民税申告等の手続きをしていただく必要があります。

※令和6年中または令和7年中に海外で収入があった方は『所得計算書（市県民税用）』の提出が必要です。

区分		必要書類
令和7年1月2日以降 令和8年1月1日まで の間に住民登録をした方	令和8年4月1日か ら令和8年8月31日 までに入園する場合	①令和7年度市区町村民税納税通知書（写し） ②令和7年度市区町村民税課税証明書 ①②のうちいずれかを父母の分1枚ずつ
	令和8年9月1日 以降に入園する場合	必要書類はありません。
令和8年1月2日以降に 住民登録をした方、また は住民登録のない方	令和8年4月1日か ら令和8年8月31日 までに入園する場合	①令和7年度市区町村民税納税通知書（写し） ②令和7年度市区町村民税課税証明書 ①②のうちいずれかを父母の分1枚ずつ ※入園後、下欄③④のうちいずれかを父母の分1枚 ずつの提出を依頼します。
	令和8年9月1日 以降に入園する場合	③令和8年度市区町村民税納税通知書（写し） ④令和8年度市区町村民税課税証明書 ③④のうちいずれかを父母の分1枚ずつ

イ. 税額資料以外

区分	提出書類・証明書等	備考
生活保護を受給している方	生活保護受給証明書等	福祉事務所で発行されます。
離婚調停中等で別居している方	離婚調停通知書等の写し	
生計中心者で失業し、求職活動をしている方 （利用調整となった場合に必要となります。）	離職票等失業を証明する書類 ※令和7年1月1日時点で 稲沢市に住民登録がない方は、上記に加え、市区町村民 税課税証明書等令和7年度 （6年中）の所得の状況が わかる書類（注1）	生計中心者で失業し求職している方とは、失業を証明する書面の提出があり、前年の給与支払金額等（営業等の場合は所得金額）が150万円を超えること及び生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円以下である方です。

注1 令和7年度市区町村民税が未申告の方は、令和7年1月1日時点で住民登録のあった市区町村で、市区町村民税の申告を行って所得の状況の分かる書類を提出してください。

【用語解説】保育園の申込みになぜマイナンバーが必要なのか？

平成28年1月から行政の効率化、利用者の利便性向上の目的のためにマイナンバー制度が施行されました。保育所等の入所申込みについても、利便性向上などを目的としてマイナンバー制度の対象となり、子ども子育て支援法施行規則においても、申込書へのマイナンバーの記入が義務付けられました。マイナンバーは、保育料の額の算定や副食費徴収免除の判定に用いる市町村民税の額について、転入前の市町村に対し情報照会を行うために使用しています。マイナンバーを記入していただくことによって、以前は多くの保護者の方から課税証明書を提出していただいていたことが、提出不要となっています。また、提出いただきましたマイナンバーについては、市の保育課にて鍵付きの保管庫に収納するなど厳重に保管をしていますので、提出についてご理解・ご協力をお願いします。

(3) 障がい児保育について

令和6年度から、障がい児保育を見直し、公私立全園でインクルーシブ保育を目指した取り組みを開始し、障がい児や支援が必要な児童の受け入れを全園で行っています。

※保育士等の配置や障がいの程度によって受け入れができない場合もあります。

インクルーシブ保育については、稲沢市のホームページに掲載していますが、詳しくは各園や市役所保育課にお問合わせください。



稲沢市の保育について
(インクルーシブ保育・
主体的な保育)
ページ ID:3887



保育園入園関係の動画
※保育園の取り組みや入園
申込みなど
ページ ID:4060

提出された書類について、保育課で実態調査や審査・検討をします。

記載内容に虚偽があった場合には入園を承諾しない、または入園を取り消すことがあります。

8. 公立保育園の土曜日保育・延長保育について

(1) 土曜日保育について

私立保育園・認定こども園・小規模保育事業所は園ごとに取扱いが異なります。詳細は各園へ確認してください。
公立保育園で土曜日保育を希望される場合、保育士の配置や給食の数を把握するため、『土曜日保育申請フォーム』から申請してください。追加料金は発生しませんが、保護者のいずれもが土曜日に保育を必要とする事由に該当していることが必要です。なお、審査の結果、土曜日保育の利用が認められない場合があります。

(2) 延長保育について

私立保育園・認定こども園・小規模保育事業所は園ごとに取扱いが異なります。詳細は各園へ確認してください。
公立保育園で、認定を受けた保育時間を超えて保育を希望される場合、延長保育の申込みが必要です。なお、就労等の条件によっては、延長保育の利用を制限させていただくことがありますので、適正な利用にご協力ください。

(3) 公立保育園における土曜日保育の集約について

土曜日の保育時間の終了を午後6時までとし、地域ごとの共同保育を実施することで、生活や遊び等で子ども同士が刺激し合い、学び合える保育環境を整えます。

保育士については、子どもや保護者の方の不安を少しでも軽減するため、集約先の保育士だけでなく、エリア内の各園から最低1名は出勤して保育にあたります。

【集約実施園（予定）】

東エリア：下津・駅前・子生和保育園の在園児 ⇒ 下津保育園

中央エリア：大里西・片原一色・高御堂中央・大塚保育園の在園児 ⇒ 大塚保育園

※令和9年度以降は「高御堂中央保育園」で実施予定です。

西エリア：祖父江・牧川・丸甲・領内保育園の在園児 ⇒ 領内保育園

※離乳食、アレルギー食の対応はできかねますので、お弁当をご持参ください。

※今まで同様、保護者のいずれもが土曜日に保育を必要とする事由に該当していることが必要です。

(4) 延長保育・土曜日保育の申込みについて

申込書の提出が申込みフォームによる電子申請となります。申込みフォーム及び公立保育園の土曜日保育・延長保育の詳細は下記のQRコードからホームページをご覧ください。新入園申込みの方については、入園承諾書送付時に申込みの案内をします。



公立保育園の延長保育・
土曜日保育
ページ ID:4042



延長保育よくある質問

9. 広域入所について

広域入所とは、児童の居住地以外の市町村にある保育園等へ入園することをいい、市町村間で調整をして入園の手続きを行うもので、双方の市町村が広域入所の取扱いを行っていることが条件となります。

広域入所について、詳しくはこちらをご覧ください。



市外の保育園等に申込み・市外からの保育園等の申込み（広域入所）
ページ ID:4043

10. 利用者負担金等について

(1) 幼児教育・保育の無償化について

※3歳児から5歳児までの保育料は無償化されています。（給食費などは無償化の対象外）

※保育園や幼稚園を利用する3歳児から5歳児に係る利用者負担金（保育料）・授業料等は下記のとおりです。

利用施設	無償化の対象	無償化の範囲
保育園 認定こども園（保育利用） 小規模保育事業所	3歳児（年少）から5歳児の全世帯 0歳児から2歳児のうち市民税非課税世帯	利用者負担額の全額
幼稚園（新制度に移行した施設） 認定こども園（教育利用）	満3歳児から5歳児の全世帯	利用者負担金の全額
幼稚園 （新制度に移行していない施設）（※1）	満3歳児から5歳児の全世帯	授業料・入園料など 月額最大25,700円

※1 稲沢市内にある幼稚園は全て、新制度に移行していない施設です。

※ バス代、給食費、行事費などは無償化の対象外です。

(2) 保育料の算定方法について（年少クラス未満（0歳児から2歳児））

保育料の算定について、詳しくはこちらをご覧ください。



保育料および給食費
ページ ID:4029

令和8年度 利用者負担金基準額表（2号認定（満3歳児）・3号認定）

利用者負担金は、児童の父母の市町村民税額と子どもの年齢区分、認定を受けた保育時間により決定します。

（月額）

課税額等による階層区分			保育必要量	保育短時間	保育標準時間	
第1階層	生活保護法等による被保護世帯（単給世帯を含む。） 及び支援給付受給世帯			円 0	円 0	
第2階層	当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。 以下同じ。）の市町村民税が非課税の世帯 （第1階層に該当する世帯を除く。）			0	0	
第3階層	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税の世帯			8,900	8,900	
	ひとり親世帯等			4,200	4,200	
第4階層	当該年度分の市町村民税のうち所得割が課税の世帯（第1階層に該当する世帯を除く。）	48,600円未満		9,900	12,900	
		ひとり親世帯等		4,700	6,200	
第5階層		48,600円以上 57,000円未満		11,000	14,000	
		ひとり親世帯等		5,500	7,000	
第6階層		57,000円以上 71,000円未満		14,000	17,000	
		ひとり親世帯等		7,000	8,500	
第7階層		71,000円以上 97,000円未満		22,000	25,000	
		ひとり親世帯等	71,000円以上 77,101円未満		9,000	9,000
			77,101円以上 97,000円未満		22,000	25,000
第8階層		97,000円以上 117,000円未満		31,700	34,700	
第9階層		117,000円以上 137,000円未満		36,500	39,500	
第10階層		137,000円以上 169,000円未満		40,000	43,000	
第11階層		169,000円以上 211,000円未満		41,600	44,600	
第12階層		211,000円以上 251,000円未満		43,200	46,200	
第13階層		251,000円以上 301,000円未満		45,000	48,000	
第14階層	301,000円以上 397,000円未満		48,000	51,000		
第15階層	397,000円以上		49,000	52,000		

※ 利用者負担金は、4月分から8月分は前年度、9月分から翌年3月分は当該年度市町村民税額をもとに算定します。

※ 利用者負担金算定においては、配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等適用されない控除があります。

※ ひとり親世帯等とは、母子（父子）世帯、世帯構成員に身体（精神）障害者手帳・療育手帳交付者、特別児童扶養手当支給児童、障害基礎年金受給者がいる世帯のことをいいます。

ア. 算定方法

算定の根拠	父母（またはそれ以外の扶養義務者）の市町村民税所得割額
算定期間	・ 令和8年4月から令和8年8月まで→令和7年度市町村民税 ・ 令和8年9月から令和9年3月まで→令和8年度市町村民税
市町村民税所得割額算出方法	市町村民税所得割額+①寄付金控除+②住宅借入金特別控除+③配当控除+④外国税額控除=保育料算定に用いる税額（父母等の計） （算出した額を市HP（保育料及び給食費）の利用者負担金基準額表に当てはめる。）

※年齢区分は4月1日の前日の年齢とし、年度内適用します。年度途中で年齢が変わっても利用者負担金の変更はありません。

※父母の収入だけでは生計が成り立っていないと認められる場合、同居の祖父母等の市町村民税額も算定対象とします。

※月途中での入園・退園の場合、日割計算をします。（月初入園・月末退園を原則としている園があります。）

イ. 令和7年度・令和8年度の住民税が未申告の場合

未申告等で税額が不明な場合、最高額の利用者負担金（2号または3号認定の場合、児童の年齢区分・認定を受けた保育時間の最高額の利用者負担金）となる場合があります。

ウ. 指定都市で課税された市民税（所得割）に係る税率調整について

都道府県から指定都市への税源移譲に伴い、指定都市では、平成30年度から市民税所得割の税率が6%から8%へ変更されました。税源移譲による影響をなくすため、指定都市から転入された方・指定都市にお住まいの方については、税源移譲前の税率で計算し直した所得割額によって利用者負担金を算定しています。（申請は不要です。）

エ. 目安となる利用者負担金の算定方法（例）

(例)市民税・県民税納税通知書の一部			
△△県〇〇市 令和〇〇年度 市民税・県民税 課税明細			
氏名 稲沢 太郎 様		通知書番号	123456789
区分	課税標準額(円)	市民税(円)	県民税(円)
総所得	③ 1 730 000	④ 103 800	⑤ 69 200
分離	短期譲渡		
	長期譲渡		
	株式等の譲渡		
	上場株式等の配当		
	先物取引		
山林	⑥		
※1 調整控除額		⑦ 1 500	
配当控除額等		⑨	
住宅借入金等特別税額控除額		⑪	
寄付金税額控除額		⑬	
配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額		⑮	⑯
差引所得割額	市民税 所得割額	⑰ 102 300	⑱ 68 200
均等割額		⑲ 3 500	⑳ 2 000
合計		㉑ 105 800	㉒ 70 200

例) 2歳児 (保育標準時間認定) の保育料
父の市民税所得割額: 102,300円
母の市民税所得割額: 52,300円 の場合

父母の合計: 102,300+52,300=154,600円
⇒月額保育料: 第10階層 43,000円

【用語解説】 稲沢市の保育料は近隣市よりも高い？

保育料は、国の基準の範囲内で市町村がそれぞれ金額を定めています。そのため、引っ越しなどで市が変わると保育料が変わります。その際に、「前の市よりも保育料が高くなった！」とご意見をいただくことがあります。しかしながら稲沢市の保育料は決して近隣市よりも高いわけではなく、保護者の方の市町村民税所得割額の階層区分によっては高くなったり安くなったりします。階層が高い層の保育料を安くしている市もあれば中間層を安くしている市もあり、基準は各自治体それぞれです。

国の基準額は稲沢市の基準額よりもかなり高い設定となっており、稲沢市の11階層（例として所得割額172,000円）の方は44,600円ですが、国の基準では61,000円となります。国の基準額をそのまま適用すると階層によっては保育料が高額になってしまうため、各市町村が子育て支援策として、独自で安くしている形となります。

1 1. 利用者負担金の軽減について（2号認定（満3歳児）・3号認定）

（1）利用者負担金の軽減について

0歳から2歳児の保育料において、同時入所、多子世帯、ひとり親世帯等に対して利用者負担金の軽減をします。（一部、所得制限等あり）

詳しくはこちらをご覧ください。



保育料・給食費の軽減
ページ ID:4030

（2）利用者負担金の変更について

婚姻、離婚等で世帯状況に変更が生じた場合や確定申告、修正申告、市町村民税申告等により市町村民税額が変更した場合、利用者負担金が変わることがありますので、速やかに在園する園または保育課にお申し出ください。

（3）利用者負担金以外の諸費用について

利用する園によっては、教材費や保護者会費などの諸費用が必要な場合があります。詳しくは各園へ確認してください。

1 2. 給食費（主食代・副食代）について

（1）給食費の徴収について

ア. 乳児（0～2歳児）

利用者負担金の中に含まれているため、別途徴収はありません。

イ. 幼児（3～5歳児）

市内の公立保育園の場合は主食代900円・副食代4,900円に変更する予定です。

民間保育園の場合、給食費の金額を各施設で決定します。

※稲沢市では、全児童の主食代を無料化しています。

【用語解説】主食代と副食代に分かれているのはなぜ？

保育園の給食費は、ご飯やパン代である主食代とおかず代である副食代に分けて徴収するのが一般的です。なぜ分かれているのだらうと不思議に思うかもしれませんが、これは保育園の給食が、ご飯だけは家庭から持参する形で提供されてきたことに由来します。「提供されてきた」と書きましたが、現在でもご飯を持参する方式をとっている保育園は少なからず存在しています。このような経緯から、国の給食費への補助は副食代のみが対象となっており、国も主食代は保護者負担であることを基本とした考え方を行っています。稲沢市では、保育園で主食を提供する完全給食の形をとっており、さらに主食代は平成27年から市が負担（月額900円）しています。現在も、お米の価格高騰などでかなり厳しい状況ですが主食代を無償化しているため、保護者負担はありません。主食代の無償化は額も少額のため、あまり目立ちませんが、給食費を支払う際にたまに思い出していただけると嬉しいです。

(2) 給食費の軽減について

下記表の条件に当てはまる児童は、国もしくは市から主食代および副食代の補助が行われます。

		稲沢市独自の基準		国の基準
区分		主食代	副食代	
			18歳から数えて第2子（市民税所得割額71,000円未満）の方または、18歳から数えて第3子以降（所得制限なし）	年収360万円未満相当の世帯または、同時入所の第3子以降
稲沢市に住民登録している児童	公立保育園（市内）	無料化 （月額最大900円）	月額4,900円を無料化	無料化
	私立保育園・認定こども園（市内）		月額最大4,900円までを無料化（4,900円を超過した場合は徴収があります。）	
	市外の保育施設を利用する場合	月額最大 900円 まで還付	月額最大4,900円まで還付	
市外から稲沢市内の保育施設を利用する場合		実費徴収	実費徴収	

※食物アレルギーのため、毎日、弁当を持参している子どもは給食費を免除します。除去食・代替食対応の子どもは減免がありません。

※月途中入退園の場合、入退園月は日割計算で給食費を決定します。

※18歳から数えてとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもに限ります。

13. 利用者負担金等の納入方法について

利用する施設により利用者負担金（保育料）・延長保育料（預かり保育も含む）の納入先が異なります。（下表参照）

納入先が「各園」となっている場合、納入方法・納入期限等については各園へ確認してください。

施設区分	利用者負担金		延長保育料（預かり保育含む）		給食費	
	決定	納入先	決定	納入先	決定	納入先
公立保育園	稲沢市	稲沢市	稲沢市	稲沢市	稲沢市	稲沢市
私立保育園			各園	各園	各園	各園
認定こども園		各園	各園	各園	各園	各園
小規模保育事業所						

稲沢市に納入する場合は、12月を除き、各月末（その日が土曜日、日曜日、休日の場合、その翌営業日）に指定口座からの振替納付を原則とします。利用者負担金は当月末に、公立保育園の延長保育料は利用月の翌月末に口座振替されます。残高不足等により口座振替ができなかった場合、口座から再振替はできませんので、在園している園または保育課へ連絡していただくか、翌月お渡しする督促状によりお支払いください。

14. 利用者負担金等を滞納した場合について

保護者の皆さまに負担していただく利用者負担金等は、園で日々の教育・保育を提供していく上で貴重な財源です。利用者負担金等の滞納は、滞納なく支払っている保護者の方との公平性に欠けるだけでなく、園の安定した運営を妨げる要因となります。全ての児童が安心して教育・保育を受けられるよう、期限内納付をお願いします。また、支払いが困難な場合は、分納によるお支払い等納付計画の相談もお受けしますので、保育課までご連絡ください。

なお、滞納した場合は、下記のとおり滞納整理を実施します。

- ・催告状の送付、自宅・勤務先等への電話・訪問による催告を行います。退園、卒園後も催告を行います。
- ・滞納状況が改善されない場合、地方税の滞納処分の例により処分し、新たな保育サービスの利用を制限させていただくことがあります。
- ・保育課に代わり、収納課が催告を行う場合もあります。

15. 入園後の手続きについて

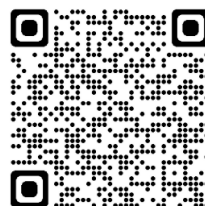
入園後に、家族構成（婚姻・離婚等）、保護者の勤務先等、申込み時（継続時）に提出した証明書等の状況が変わった場合は、在園する園に申し出て、必要書類を提出する必要があります。詳しくはこちらをご覧ください。



保育園入園後の手続き
ページ ID:4047

16. 祖父江地区公立保育園の再配置について

祖父江地区の公立保育園について、入園児童数の減少、園舎の老朽化という課題に対応するため、地区全体で見直しを行い、公立保育園再配置の基本方針を策定しています。詳しくはQRコードよりホームページをご覧ください。



『稲沢市祖父江地区公立
保育園再配置基本方針』に
ついて
ページ ID:4662

17. 高御堂中央保育園・大塚保育園に入園を希望される方へ

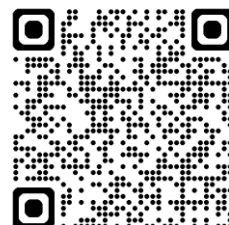
高御堂中央保育園では、施設の設備や外壁等の改修を行う大規模改修工事を計画しており、工事期間中は園児の安全を確保するため、大塚保育園で保育の実施を検討しています。

高御堂中央保育園または大塚保育園に入園を希望される場合、このことをご理解いただいたうえで入園申込みをしていただきますようお願いします。

なお、工事の実施決定、工事期間等の具体的な内容は、決まり次第お伝えします。

18. 保育園に関するよくある質問について

保育園入園申込みについてよくある質問を市のホームページに掲載しています。下記のQRコードを読み取りホームページをご覧ください。



保育園入園に関するよくある
質問

19. その他

- (1) 入園申込みにあたり提出いただく書類は、入園申込み以外の目的では使用しません。
- (2) 保育課から保護者への通知は、原則園を通じて行います。
- (3) 口座振替済の領収証は発行しておりません。稲沢市へ利用者負担金等をお支払いいただいている場合で勤務先への提出等で領収証が必要な方には、『証明書』（各月分、1回目の証明に限り無料）を発行しておりますので、在園する園または保育課へお問合せください。

入園申込み等において定員を超えた場合の利用調整基準

保育園等への入園申込み又は保育園等の変更を希望する場合（本紙において「入園申込み等」という。）において、利用調整をする必要が生じたときは、次の順位に従って利用調整します。

なお、令和8年4月1日入園に係る入園申込み等については、申込受付期間内に入園申込み等を行った方を対象とします。

1. (1) 児童福祉の観点から、特に保育の必要性が高いことが認められる教育・保育給付認定子ども（虐待又はDVのおそれがあることや里親委託が行われている場合など）
 (2) 生活保護受給世帯であり、世帯の自立促進のための就労等で保育の必要性が高いことが認められる教育・保育給付認定子ども
 (3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に教育・保育給付認定子どもを扶養している者の世帯の教育・保育給付認定子ども
2. 入園申込み等をした教育・保育給付認定保護者の別表第1による基準ランクが高い教育・保育給付認定子ども
3. 上記2により同ランクの場合は、別表第2に定める指数の合計が高い教育・保育給付認定子ども
4. 上記2・3により同ランク同指数の場合は、別表第3に定める優先順位の高い教育・保育給付認定子ども
5. 入園申込み等をした教育・保育給付認定保護者又は親族による抽選

別表第1

入園申込み等をした教育・保育給付認定保護者の状況	細 目		基準指数
1 労働	就労（被雇用者）	実働時間 月150時間以上	A
	自営・農業 （中心者・専従者）	実働時間 月120時間以上150時間未満	B
		実働時間 月60時間以上120時間未満	C
	自営・農業（協力者）	実働時間 月120時間以上	C
	内職	実働時間 月60時間以上120時間未満	D
2 妊娠・出産	産前産後8週間（多胎妊娠の産前期間にあつては14週間）の期間にある場合		A
3 疾病等	疾病	1か月以上入院している又は入院予定である場合	A*
		入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で概ね1か月以上病臥している場合	B*
		週3日以上通院加療を行い、安静が必要で保育が困難な場合	C*
		継続的な通院加療を行い、安静が必要で保育に支障がある場合	D*
		*提出された診断書等から総合的に判断し、基準指数を認定する。	
	障がい	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級	A
		身体障害者手帳3・4級、療育手帳B判定、精神障害者保健福祉手帳2級	B
		身体障害者手帳5・6級、療育手帳C判定、精神障害者保健福祉手帳3級	C
4 親族の介護等及び入院等の付添い	重度心身障がい者（児）等の常時介護、常時付添いによる通院・施設通所		A*
	心身障がい者（児）等の常時介護		B*
	上記以外の場合（保育の必要性が認められる場合）		D*
	*提出された診断書等から総合的に判断し、基準指数を認定する。		
5 災害復旧	震災、火災その他これらに類する災害により、当該世帯の居住の用に供する住宅が損壊又は損失し、その復旧に当たっている場合		A
6 求職活動	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合		B
	上記以外の場合		E
7 就学	週5日以上、かつ、月150時間以上学校または就労に必要な資格・技能習得のための施設等に通学・通所する場合		A
	週4日以上、かつ、月120時間以上学校または就労に必要な資格・技能習得のための施設等に通学・通所する場合		B
	週3日以上、かつ、月60時間以上学校または就労に必要な資格・技能習得のための施設等に通学・通所する場合		C
	上記以外の場合（保育の必要性が認められる場合）		D
8 育児休業取得	育児休業取得時にすでに保育を利用している教育・保育給付認定子どもがいて継続利用が認められた場合		E

- 注1 基準ランクは、教育・保育給付認定保護者のうち基準指数が高い者の基準指数を左側に、低い者の基準指数を右側に置き、AA・A・B・BB・AC・BC・CC・AD・BD・CD・DD・AE・BE・CE・DE・EEの順に低くなるものとする。ただし、兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育園への入園を希望する場合には、上記の方法により認定した基準ランクから1段階繰り上げるものとする。
- なお、当初の認定ランクがAAの場合は繰り上げ後のランクをAA+とし、その序列はAAの上位とする。
- 注2 1 労働の「実働時間」は、入園申込日時点において就労先が確定している者の1日の実働（予定）時間に月の就労（予定）日数を乗じた時間とする。
- 注3 1 労働の「就労（被雇用者）」は、労働契約等により実働時間に見合う賃金対価（現物支給は除く。）を伴う場合に限る。
- 注4 1 労働の「自営・農業（中心者・専従者）」のうち「中心者」は、開業届や営業許可証、委託業者との契約書の写し等で事業内容が確認できる者又は確定申告書の写し等でその事業での収入が確認できる者に限り、「専従者」は、確定申告書の写し等で専従者であることを確認できる者に限る。
- 注5 1 労働の「自営・農業（協力者）」は、注3・注4で規定した者以外（実働時間に見合う賃金対価を伴わない労働等）の者とする。
- 注6 4 親族の介護等及び入院等の付添いの「重度心身障害者（児）等の常時介護」は、要介護認定4・5、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定又は精神障害者保健福祉手帳1級の取得者を常時介護することとする。
- 注7 4 親族の介護等及び入院等の付添いの「常時付添いによる通院・施設通所」は、通院・施設通所の付添いについて、月150時間以上行うものとする。
- 注8 4 親族の介護等及び入院等の付添いの「心身障害者（児）等の常時介護」は、要介護認定1～3、身体障害者手帳3・4級、療育手帳B判定又は精神障害者保健福祉手帳2級の取得者を常時介護することとする。
- 注9 4 親族の介護等及び入院等の付添いの「上記以外の場合」は、注6・注8で規定した者以外の手帳取得者又は介護が必要と判断される者の介護を月60時間以上行う、又は通院・施設通所の付添いを月60時間以上行う場合とする。
- 注10 6 求職活動の「生計中心者の失業」は、失業を証明する書面の提出により確認するものとし、該当者は入園希望年度の前年度分市町村民税において、前年度分給与支払い金額等（自営・農業の場合は所得金額）が150万円を超えること及び生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円以下であることとする。
- 注11 6 求職活動の「上記以外の場合」は、注10の規定による該当者以外の者が入園申込日以降に求職活動を行う場合とする。
- 注12 学校とは学校教育法第1条に規定する学校とする。
- 注13 7 就学の「上記以外の場合」は、就労に必要な資格・技能習得のための施設等に通所、通信教育を月60時間以上行っている場合とする。

別表第2

調 整 項 目	調整指数
1 2歳児クラスで卒園となる稲沢市内の保育園等を卒園する教育・保育給付認定子どもで、3歳児クラス以降も入園を希望する場合	+2
2 入園申込み等をした教育・保育給付認定保護者が、18歳未満の子を3人以上養育している場合	+1
3 同居の祖父母（65歳未満）がおり自宅で保育可能な場合	-1
4 入園申込み等をした教育・保育給付認定保護者のいずれかが海外勤務の場合	+1
5 別表第1の1労働（産後休暇・育児休業等から復帰する場合を除く。）、4親族の介護等及び入院等の付添い、7就学が予定であり、実績がない場合	-1
6 入園申込み等をした教育・保育給付認定保護者のいずれかが、稲沢市内の保育園等の保育士又は保育教諭として勤務している場合	+1
7 入園申込み等に係る教育・保育給付認定子どもが身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合	+2

注1 各項目は、重複して加算・減算できるものとする。

別表第3

優 先 項 目	優先順位
災害復旧	1
労働（勤務地と住所地が異なる場合（農業を除く。））	2
労働（勤務地と住所地が同じ場合）又は農業	3
疾病等	4
妊娠・出産	5
親族の介護等及び入院等の付添い	6
就学	7
求職活動	8
育児休業取得	9

注1 教育・保育給付認定保護者のうち、優先順位の低い者の優先項目を用いて利用調整を行う。

～ 口座振替手続きをされる方へ ～

1. 振替口座について

入園申込み時等に登録いただきました指定口座から口座振替を行います。

詳細は、口座振替依頼書の『本人用控え』をご確認ください。

☆保育料・延長保育料・給食費・放課後児童クラブの振替先口座は一つとなり、複数登録できませんのでご注意ください。

2. 口座振替日について

口座振替日は毎月月末となり、月末が休日・祝日の場合は翌営業日となります。

※延長保育料は、利用実績の有無を確認後、利用月の翌月末に口座振替します。

3. 振替金額について

振替金額は、利用者負担金決定通知書や延長保育利用決定通知書によりご確認ください。

口座振替日前日までに口座へ入金し、口座振替日当日に残高不足とならないようにご注意ください。

(口座振替日当日に入金されると、口座振替されない場合があります。)

4. 注意点について

- ※1 残高不足等により口座振替ができなかった場合、口座からの再振替はできません。そのため、保育園または保育課に納付書の発行を申し出ていただくか、振替状況確認後に送付します督促状で納めてください。
- ※2 口座振替された保育料等の領収証は発行しませんので、通帳記帳等でご確認ください。勤務先への提出等で領収証が必要な方には『証明書』を発行しますので、保育園または保育課へお問合わせください。
- ※3 口座振替開始月（依頼書を提出された日の翌月）以降の納付書をお持ちの方は、納付書を破棄してください。すでに納付書で支払われた方は、保育課までお知らせください。
- ※4 依頼書に記入誤り・印鑑相違等があった場合、口座振替の開始が依頼書を稲沢市が受領した日の翌月末以降となることがあります。
- ※5 私立保育園の延長保育料及び給食費は各保育園からの請求、各保育園への納入となります。

5. 問合せ先

稲沢市子ども健康部 保育課 給付管理グループ

電 話：０５８７－３２－１２９７（ダイヤルイン）

ファックス：０５８７－３２－８９１１

子どものための教育・保育給付認定申請書兼 保育園等利用申込書（記入例）

稲沢市長 殿

令和8年度新入園は申込みフォームによる電子申請となるため、本様式の提出は不要ですが、参考に掲載します。

稲沢市	稲沢町1番地	前年1月1日の住所	市内	市外	愛知県名古屋市	←
		イナザワ タロウ	連絡先		自宅0587-32-1111	
		稲沢 太郎			父携帯001-1223-3445	
					母携帯566-7788-9900	

重線で消し、その上に記入者の署名をし
ください。
の利用を申し込みます。

申請の対象となる児童	フリガナ 氏名	生年月日		性別	障害者手帳の有無
	イササカ ハナコ	平成	4年 6月 6日	男	有
	稲沢 花子	令和		女	無
保育の希望の有無	☒ 有： 保護者の雇労又は疾病等の理由により、保育所・認定こども園（保護者の雇労又は疾病等の理由により、保育所・認定こども園（希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む。））	該当する場合は、令和7年1月1日時点で在住していた自治体を記入してください。また、個人番号の記入は必須です。			
	保育の利用を必要とする理由	父	☒ 就労 ☐ 求職活動	☐ 疾病・障がい ☐ その他	希望する保育利用時間
	母	☒ 就労 ☐ 求職活動	☐ 疾病・障がい ☐ その他		
	必要とする保育量	☒ 保育短時間 ☐ 保育標準時間		8時30分から 16時00分まで	
利用を希望する施設名	☐ 無： 幼稚園又は認定こども園（教育部分）の利用を希望する場合（保育園等と併願の場合を除く。）	第1希望	第2希望	第3希望	
利用を希望する期間	令和 8年 4月 1日から	☒ 小学校就学前まで ☐ 令和 年 月 日まで	☐ 保育園	☐ 保育園	

世帯の状況 ※申請対象児童と同じ住所に住んでいる人全員について記入してください。

世帯員（申請対象児童を除く。）	氏名	見童との続柄	生年月日	性別	利用開始日現在の勤務先・通学先等	個人番号
稲沢 太郎	父	入園児童を除いた世帯全員を記入してください。	女	××	*****	
稲沢 夏子	母	単身赴任等、離れて暮らしている世帯員も記入してください。	女	◎◎	*****	
稲沢 一郎	兄		女	〇〇	*****	
稲沢 秋子	姉	昭和 年 月 日	男	△△		
稲沢 二郎	祖父	昭和 年 月 日	求職			
稲沢 冬子	祖母	昭和 年 月 日	介護			
稲沢 三郎	曾祖父	昭和 年 月 日	高齢			
生活保護の適用の有無	☒ 適用無し ☐ 適用有り（ 年 月 日保護開始）					☐ ひとり親家庭 ☐ 障がい児（者）がいる世帯 ☒ 右記以外
家庭の状況						

○インク又はボールペンを使用し、楷書ではっきりと記入して記入してください。該当する□にレ印をつけてください。

○兄弟同時入所 ☐希望する ☒希望しない

申請にあたって同意・確認いただく事項
※各項目を一読のうえ、ご署名ください。

【保育の希望が「有」の場合】

市町村が子どものための教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報等を閲覧すること並びにその情報に基づき決定した利用者負担額及び食材料費の減免・軽減の有無について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

また、保育園等の利用申込に関し、入園のしおり及び下記内容について理解・確認しました。

- ・提出された書類は、保育課にて独自に実態調査（就労先への電話確認等）、審査・検討し、必要に応じて、再度書類の提出を求める場合があります。

- ・必要書類に虚偽の記載があった場合や、期限までに必要書類の提出がない場合、入園を取り消す場合があります。
- ・住民票上の状況（世帯分離の有無等）に関わらず、生計を一にしているかと判断される方の必要書類の提出をお願いする場合があります。

新たな要件を証する就労等証明書等を出していただき、新たな要件が確認できない場合、原則、退園となります。

・兄弟同時入所を希望する場合、新入園の利用調整において、兄弟のうち、入園できない児童が一人でもいれば、兄弟全員の入園ができなくなり、以降、兄弟が同時に入園できる園まで利用調整を行います。

【保育の希望が「無」の場合】

市町村が子どものための教育・保育給付認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること並びにその情報に基づき決定した利用者負担額及び食材料費の減免・軽減の有無について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

【児童の個人情報共有について】

適切な保育を実施するために必要な情報（健康状態など）を、保健センター、こども家庭センター及び子育て相談センター等に提供し、子育て支援センター、児童相談所、児童福祉センター、児童発達支援センター、障害児支援センター、障害児施設など、関係機関等に提供し、関係機関等と連携して、子育て支援を行うことと同意します。

保護者氏名は、必ず表面の保護者欄と一致させて記入してください。	保護者氏名	稲沢 太郎
		(表面の保護者欄と同一の保護者にしてください。)

【市記入欄】

豊田 幸雄

調査年月日	(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)	(年 月 日)
適用月	月 ~ 月	月 ~ 月	月 ~ 月	月 ~ 月
課税状況	所得割	均等割	所得割	均等割
	父	円	円	円
	母	円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合計				
市階層(国階層)	階層(階層)	階層(階層)	階層(階層)	階層(階層)
利用者負担額(月額)	円	円	円	円
その他特記事項				

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

令和8年度 認可保育施設一覧（予定）

公立保育園

施設名	利用定員	住 所	受け入れ年齢							開 所 時 間	一 時 保 育
		電 話 番 号	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	備 考		
大里西保育園 ※1	100	稲沢市高重西町123番地1	○	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金 AM 7:30 ～ PM 7:15	
		0587-32-5922							土 大塚保育園にて実施		
下津保育園	180	稲沢市下津住吉町42番地	○	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金 AM 7:30 ～ PM 7:15	
		0587-32-6348							土 AM 7:30 ～ PM 6:00		
片原一色保育園 ※1	90	稲沢市一色神宮町63番地	○	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金 AM 7:30 ～ PM 7:15	
		0587-36-0323							土 大塚保育園にて実施		
駅前保育園	140	稲沢市駅前二丁目25番29号	○	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金 AM 7:30 ～ PM 7:15	
		0587-21-1311							土 下津保育園にて実施		
子生和保育園	140	稲沢市子生和小原町34番地	○	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金 AM 7:30 ～ PM 7:15	○ (10か月)
		0587-32-7824							土 下津保育園にて実施		
高御堂中央保育園 ※1	90	稲沢市高御堂十丁目2番4号			○	○	○	○		月～金 AM 7:30 ～ PM 7:15	○ (10か月)
		0587-21-2230							土 大塚保育園にて実施		
大塚保育園 ※1	100	稲沢市大塚北八丁目36番地				○	○	○		月～金 AM 7:30 ～ PM 7:15	
		0587-23-3151							土 AM 7:30 ～ PM 6:00		
祖父江保育園	100	稲沢市祖父江町祖父江七曲159番地	○	○	○	○	○	○	6か月から	月～金 AM 7:30 ～ PM 7:15	
		0587-97-3358							土 領内保育園にて実施		
牧川保育園	120	稲沢市祖父江町両寺内札古東8番地	○	○	○	○	○	○	6か月から	月～金 AM 7:30 ～ PM 7:15	
		0587-97-4410							土 領内保育園にて実施		
丸甲保育園	80	稲沢市祖父江町甲新田芝原下73番地		○	○	○	○	○	満1歳から	月～金 AM 8:00 ～ PM 6:00	○ (満1歳)
		0587-97-4610							土 領内保育園にて実施		
領内保育園	200	稲沢市祖父江町二保上川原618番地	○	○	○	○	○	○	6か月から	月～金 AM 7:30 ～ PM 7:15	
		0587-97-0755							土 AM 7:30 ～ PM 6:00		

※1 令和9年度以降の土曜日保育は「高御堂中央保育園」で実施予定です。

私立保育園

施設名	利用定員	住 所	受け入れ年齢							開 所 時 間	一 時 保 育
		電 話 番 号	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	備 考		
小正保育園	200	稲沢市小池二丁目10番5号	○	○	○	○	○	○	7か月頃から	月～金 AM 7:30 ～ AM 6:30	
		0587-23-5421							土 AM 7:45 ～ PM 1:00		
小嶋保育園	170	稲沢市池部町一丁目22番地	○	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金 AM 7:00 ～ PM 6:30	
		0587-32-6293							土 AM 8:00 ～ PM 1:00		
稲沢保育園	240	稲沢市稲島七丁目75番地1	○	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金 AM 7:15 ～ PM 6:30	
		0587-21-2404							土 AM 7:15 ～ PM 1:00		
附島保育園	120	稲沢市附島町屋敷48番地1	○	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金 AM 7:15 ～ PM 6:45	
		0587-36-3722							土 AM 7:15 ～ PM 1:30		
大里東みどり保育園	160	稲沢市六角堂西町一丁目1番地5	○	○	○	○	○	○	7か月から	月～金 AM 7:00 ～ PM 7:00	
		0587-32-0457							土 AM 7:30 ～ PM 1:00		
みのり保育園	120	稲沢市増田東町192番地	○	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金 AM 7:30 ～ PM 7:00	○ (産休明け)
		0587-32-6810							土 AM 7:30 ～ PM 1:00		
信竜保育園	90	稲沢市大塚南四丁目36番地	○	○	○				産休明けから	月～金 AM 7:30 ～ PM 6:30	○ (産休明け)
		0587-32-7700							土 AM 7:30 ～ PM 1:00		
明治保育園	140	稲沢市浅井町八神21番地	○	○	○	○	○	○	5か月頃から	月～金 AM 7:30 ～ PM 6:30	○ (5か月頃)
		0587-36-5630							土 AM 8:00 ～ PM 0:00		
みずほ保育園	100	稲沢市井之口大坪町79番地	○	○	○	○	○	○	6か月頃から	月～金 AM 7:30 ～ PM 7:00	
		0587-23-4455							土 AM 7:30 ～ PM 1:00		
めばえ保育園	20	稲沢市下津森町68番地	○	○	○				産休明けから	月～金 AM 7:30 ～ PM 6:30	
		0587-23-4811							土 AM 7:30 ～ PM 1:00		
信竜国府宮保育園	20	稲沢市松下一丁目2番1号国府宮ビル2階	○	○	○				産休明けから	月～金 AM 7:30 ～ PM 7:30	○ (産休明け)
		0587-23-0555							土 AM 7:30 ～ PM 1:00		

認定こども園

施設名	利用定員	住 所	受け入れ年齢							開 所 時 間	一 時 保 育
		電 話 番 号	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	備 考		
梅檀保育園	270	稲沢市稲葉二丁目4番7号	○	○	○	○	○	○	6か月から	月～金 AM 7:00 ～ PM 7:00	
		0587-32-6290							土 AM 7:00 ～ PM 0:30		
和光こども園	125	稲沢市駅前三丁目7番22号	○	○	○	○	○	○	7か月頃から	月～金 AM 7:30 ～ PM 6:30	
		0587-32-6297							土 AM 8:00 ～ PM 1:00		
へいわこども園	262	稲沢市平和町横池中之町138番地	○	○	○	○	○	○	6か月から	月～金 AM 7:30 ～ PM 7:15	
		0567-46-0415							土 AM 7:30 ～ PM 1:30		
千代田保育園	140	稲沢市坂田町貴船13番地	○	○	○	○	○	○	産休明けから	月～金 AM 7:30 ～ PM 7:00	
		0587-36-1530							土 AM 7:30 ～ PM 1:00		

小規模保育事業所

施設名	利用定員	住 所	受け入れ年齢							開 所 時 間	一 時 保 育
		電 話 番 号	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	備 考		
あすかキッズいなざわ	19	稲沢市陸田白山町13番地	○	○	○				産休明けから	月～金 AM 7:30 ～ PM 6:30	
		0587-81-6005							土 AM 7:30 ～ PM 6:30		
サンライズキッズ保育園	12	稲沢市国府宮三丁目4番23号	○	○	○				産休明けから	月～金 AM 7:30 ～ PM 7:30	
		050-5807-2282							土 AM 7:30 ～ PM 7:30		
あすかキッズ下津	19	稲沢市陸田本町168番地	○	○	○				産休明けから	月～金 AM 7:30 ～ PM 6:30	
		0587-81-9830							土 AM 7:30 ～ PM 6:30		

令和8年度 保育短時間・保育標準時間一覧（予定）

保育を必要とする事由やその時間により、利用できる保育時間（保育標準時間・保育短時間）が決まります。
認定を受けた保育時間を超えて保育を利用する場合、超過部分は延長保育となります。

(例)公立保育園	AM7:30	AM8:00	PM4:00	PM7:15
保育短時間	延長保育	保育時間（保育短時間）	延長保育	
保育標準時間	AM7:30	PM6:30	PM7:15	
	保育時間（保育標準時間）			延長保育

保育短時間（土）、保育標準時間は各園により異なりますので、ご注意ください。

	施設名	保育短時間		保育標準時間	
公立保育園	大里西保育園 ※1	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:30 ～ PM 6:30
		土	大塚保育園にて実施	土	大塚保育園にて実施
	下津保育園	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:30 ～ PM 6:30
		土	AM 8:00 ～ PM 4:00	土	AM 7:30 ～ PM 6:00
	片原一色保育園 ※1	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:30 ～ PM 6:30
		土	大塚保育園にて実施	土	大塚保育園にて実施
	駅前保育園	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:30 ～ PM 6:30
		土	下津保育園にて実施	土	下津保育園にて実施
	子生和保育園	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:30 ～ PM 6:30
		土	下津保育園にて実施	土	下津保育園にて実施
	高御堂中央保育園 ※1	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:30 ～ PM 6:30
		土	大塚保育園にて実施	土	大塚保育園にて実施
	大塚保育園 ※1	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:30 ～ PM 6:30
		土	AM 8:00 ～ PM 4:00	土	AM 7:30 ～ PM 6:00
私立保育園	祖父江保育園	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:30 ～ PM 6:30
		土	領内保育園にて実施	土	領内保育園にて実施
	牧川保育園	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:30 ～ PM 6:30
		土	領内保育園にて実施	土	領内保育園にて実施
	丸甲保育園	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 8:00 ～ PM 6:00
		土	領内保育園にて実施	土	領内保育園にて実施
	領内保育園	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:30 ～ PM 6:30
		土	AM 8:00 ～ PM 4:00	土	AM 7:30 ～ PM 6:00
	小正保育園	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:30 ～ PM 6:30
		土	AM 8:00 ～ PM 1:00	土	AM 7:45 ～ PM 1:00
	小嶋保育園	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:00 ～ PM 6:00
		土	AM 8:00 ～ PM 1:00	土	AM 8:00 ～ PM 1:00
	稲沢保育園	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:30 ～ PM 6:30
		土	AM 8:00 ～ PM 1:00	土	AM 7:30 ～ PM 1:00
認定こども園	附島保育園	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:15 ～ PM 6:15
		土	AM 8:00 ～ PM 1:30	土	AM 7:15 ～ PM 1:30
	大里東みどり保育園	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:00 ～ PM 6:00
		土	AM 8:00 ～ PM 1:00	土	AM 7:30 ～ PM 1:00
	みのり保育園	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:30 ～ PM 6:30
		土	AM 8:00 ～ PM 1:00	土	AM 7:30 ～ PM 1:00
	信竜保育園	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:30 ～ PM 6:30
		土	AM 8:00 ～ PM 1:00	土	AM 7:30 ～ PM 1:00
	明治保育園	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:30 ～ PM 6:30
		土	AM 8:00 ～ AM 12:00	土	AM 8:00 ～ AM 12:00
	みずほ保育園	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:30 ～ PM 6:30
		土	AM 8:00 ～ PM 1:00	土	AM 7:30 ～ PM 1:00
	めばえ保育園	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:30 ～ PM 6:30
		土	AM 8:00 ～ PM 1:00	土	AM 7:30 ～ PM 1:30
小規模保育事業所	信竜国府宮保育園	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:30 ～ PM 6:30
		土	AM 8:00 ～ PM 1:00	土	AM 7:30 ～ PM 1:00
	栴檀保育園	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:00 ～ PM 6:00
		土	AM 8:00 ～ PM 0:30	土	AM 7:00 ～ PM 0:30
		教育標準時間（1号認定の場合、土曜日は休みです。）			
		月～金	AM 10:00 ～ PM 3:00	月～金	AM 8:30 ～ PM 5:00
	和光こども園	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:30 ～ PM 6:30
		土	AM 8:00 ～ PM 1:00	土	AM 8:00 ～ PM 1:00
		教育標準時間（1号認定の場合、土曜日は休みです。）			
		月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:30 ～ PM 6:30
	へいわこども園	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:30 ～ PM 6:30
		土	AM 7:30 ～ PM 1:30	土	AM 7:30 ～ PM 1:30
		教育標準時間（1号認定の場合、土曜日は休みです。）			
		月～金	AM 8:00 ～ AM 4:00	月～金	AM 7:30 ～ PM 7:15
	千代田保育園	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:30 ～ PM 6:30
		土	AM 7:30 ～ PM 1:30	土	AM 7:30 ～ PM 1:00
		教育標準時間（1号認定の場合、土曜日は休みです。）			
		月～金	AM 10:00 ～ PM 3:00	月～金	AM 7:30 ～ PM 7:00
	あすかキッズいなざわ	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:30 ～ PM 6:30
		土	AM 8:00 ～ PM 4:00	土	AM 7:30 ～ PM 6:30
	サンライズキッズ保育園	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:30 ～ PM 6:30
		土	AM 8:00 ～ PM 4:00	土	AM 7:30 ～ PM 6:30
	あすかキッズ下津	月～金	AM 8:00 ～ PM 4:00	月～金	AM 7:30 ～ PM 6:30
		土	AM 8:00 ～ PM 4:00	土	AM 7:30 ～ PM 6:30

※1 令和9年度以降の土曜日保育は「高御堂中央保育園」で実施予定です。

INAZAWA



CITY

稲沢市では、

インクルーシブ保育を目指した取り組みを行っています。

保育園で使用する紙おむつを無償提供しています。

紙おむつの持ち帰りは不要です。

条件付きではありますが第2子と第3子の保育料及び給食費を無料にしています。

全ての児童の主食代（米やパンなど）を無料にしています。

For more information,
please access here.



子育て支援策
ページID:4048



保育園入園関係動画
ページID:4060

お問い合わせ先

稲沢市役所子ども健康部保育課 給付管理グループ

〒492-8269 稲沢市稲府町1番地

TEL : (0587) 32-1297 (ダイヤルイン)

FAX : (0587) 32-8911

ホームページ : <https://www.city.inazawa.aichi.jp/>